## 70才以上の茨城県庁生活協同組合員の皆さまへ 団体割引 2 0 % 適用

# 団体特定傷害保険のご案内

(「団体晴れやか世代」特定傷害保険)

- ★今年度(2019年6月28日始期)契約から新規募集は停止し、 自動継続・変更・脱退のみの取扱いとさせていただいております。
- ★茨城県庁生協の団体傷害保険と同様の団体割引20%が 適用されています。



※この団体保険にご加入いただけるのは、保険始期(2019年6月28日)現在で満70~89才の茨城県庁生活協同組合員の方に限ります。

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年 ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

加入申込票の提出:茨城県庁生活協同組合・事務室までご提出いただくか、下記までご郵送ください

住所:〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

電話:029(301)6150-6154

申 込 締 切 日:2019年6月7日(金)

保 陵 期 間:2019年6月28日午後4時~2020年6月28日午後4時(1年間)

保険料払込方法 : 2019年8月より毎月口座振替

茨 城 県 庁 生 活 協 同 組 合

http://www.fureai-iks.com

## 組合員の皆さまの暮らしを応援します。

## 団体特定傷害保険の特長

## 特長 1

## ◆満70~89才の組合員の皆さま向けの専用商品です。

・この保険で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は茨城県庁生活協同組合の組合員およびその家族\*のうち、保険始期(2019年6月28日)時点でご年令が満70~89才の方です。

※家族とは:配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。

## 特長**2**

## ◆ケガの「部位」 「症状」 に応じて、保険金を迅速にお支払い!

・ケガをされた「部位」「症状」に応じて、保険金の額を決定。 治療の終了を待つことなくお支払いできます。(部位・症状別保険金) (※県庁生協団体傷害保険のケガによる入院・通院日数方式とは異なります。)

## 特長3

## ◆医療費の自己負担分の実費を保険金額以内で補償!

ケガによる入院・通院による医療費の自己負担分を10万円(Tセットの場合)までお支払いいたします。(傷害医療費用保険金)

※お支払いの対象となるのは、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担された費用です。

## 特長4

## ◆足の「骨折」や「脱臼」を手厚く補償!

- ・日常生活に与える影響が大きい足(足指を除きます。)の「骨折」「脱臼」に対し、部位・症 状別保険金に加えて、「生活サポートー時金」をお支払いします。
- ※保険期間を通じて1回に限ります。
- ※骨粗鬆(しょう)症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼などは、お支払いの対象となりません。

## 特長5

## ◆長期入院は一時金でサポート!

ケガによる入院日数が、60日、90日、180日に達するごとに、それぞれ一時金を お支払い。長引く治療を手厚くサポートします。

## 特長6

◆オプションに賠償責任危険補償特約・携行品損害補償特約をご用意!

## パンフレットの内容

ご加入の際に お選びください。

P3~6

P3~4記載の 団体特定傷害保険の概要を ご確認いただき、 P5の中から 皆さまのニーズに合った セットをお選びください。 P1 団体特定傷害保険の特長

P3 団体特定傷害保険の概要

P5 ご加入セット一覧表

P6 加入申込票記入要領



ご加入の際に 知っておいて いただきたいこと。 P7~15 P7 ご加入内容確認事項

P8 ご加入にあたっての注意事項

P9~11

保険金をお支払いする場合、保険金をお 支払いしない主な場合、用語のご説明

P12

事故が起こったときのお手続について

P13~15 重要事項のご説明



# ご存知ですか?

## 入院はこんなに長期化!

75才以上の方の 骨折による 平均入院日数は 49



厚生労働省「平成29年患者調査」退院患者における 75才以上の方の平均在院日数 (骨折によるもの) 75才以上の方に多い骨折!

全人口のうち、

75才以上の方は14%程度ですが 骨折した患者数の約53%が

## 75才以上の方です!

- ●総務省統計局「平成30年人□推計(10月1日確報)」
- ●厚生労働省「平成29年患者調査」

## 団体特定傷害保険の概要

## 基本セット

## ケガによりお亡くなりになられたとき

## 死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方がお亡くなりになられた場合に保険金をお支払いします。

### ケガにより入院または通院したとき 部位・症状別保険金

ケガにより医師の治療を受けたとき

ケガの「部位」「症状」に応じて保険金をお支払いします。 \_\_\_\_\_

医療費の一部負担金等実際にかかった治療費用を

詳細はP4をご参照ください。

## ケガにより後遺障害が生じたとき

### 後遺障害保険金

※後遺障害等級第1~3級限定補償特約セット

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※後遺障害等級第1~14級のうち第1~3級に掲げる保険金支払割 合を適用すべき後遺障害が生じた場合に限ります。

## 入院が長引いたとき

傷害医療費用保険金

補償します。

### 傷害長期入院時一時保険金

入院が長引き、入院日数が60日以上となった場合、入院費用の補助として一時金をお支払いします。

## ₹ èsic

### 傷害長期入院保険金

入院日数が90日、180日以上となった場合、 それぞれ一時金をお支払いします。

### 足を「骨折」「脱臼」したとき

### 生活サポートー時金

日常生活に与える影響が大きい足の「骨折」や「脱臼」をしたときに、一時金をお支払いします。

- \*足指を除きます。
- \*保険期間を通じて1回に限ります。
- \*骨粗鬆(しょう)症のような病的骨折、先天性脱臼、病的脱臼などはお支払いの対象となりません。

## オプション

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したとき

## 賠償責任危険 国内示談交渉サービス付!

※海外危険補償特約(賠償責任危険補償特約用)セット 保険期間中、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり して、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金 を補償します。

\*被保険者の範囲は、本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、 親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を 監督する方(責任無能力者の6親等以内の血族、配偶者および3 親等以内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 外出中に身の回りの品が壊れたとき

### 携行品損害

外出中の偶然な事故により携行品\*に損害 (盗難、破損、火災など)が生じた場合に保 険金をお支払いします。

\*「携行品」とは被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者 所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。

(注) オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

## 部位・症状別保険金支払特約について

## 「ケガの程度」に合わせた補償って、具体的にはどのくらい支払われるの?

ケガをした「部位」「症状」「入院・通院日数」に応じてお支払いする保険金の額を決定します。

部位・症状別保険金額(基本保険金額)に、下表の倍率をかけた金額をお支払いします。

※入院または通院日数の合計が5日以上の場合

単位:倍

			顔面部	}	頸ゖ	25-	ŧŧ	上	肢	下	下肢	
部位症状	頭部	牙を除く 眼および歯	眼	歯牙	部	胸部または	または臀(でん)部	手指を除く	手指	足指を除く	足指	全身
打撲、擦過傷、挫傷 <b>※2</b> 、捻挫または筋、腱(けん)もしくは靭(じん)帯の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)	5	5	ı	_	5	5	5	5	5	5	5	15
挫創※3、挫滅創または切創	15	15		_	10	15	15	10	10	10	10	35
筋、腱(けん)または靭(じん)帯の断裂(完全に切断されるもの)	_	_	_	_	_	65	65	35	35	40	30	_
骨折または脱臼	65	30	_	_	80	35	60	35	20	65	25	85
欠損または切断	_	20	_	5	_	_	_	100	20	100	30	_
頭蓋(がい)内・眼球の内出血・血腫 (脳挫傷を含む。)	120	_	30	_		_	_	_	I		I	_
神経の損傷または断裂	120	40	60	_	40	_	40	40	30	40	30	_
背髄の損傷または断裂	_	_	_	_	120	_	120			<b>¬</b> –	_	_
臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴う もの)または眼球の損傷もしくは破裂	_		60			90	_				_	_
臓器の損傷または破裂(手術を伴わないもの)	_	_	_	_	_	55	_	_	_	_	_	_
熱傷	5	10	_	_	5	10	10	5	5	5	5	35
その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15

- ※1 全身とは、同一の症状につき以下の①から⑥までの部位のうち、3部位以上にわたるものをいいます。
- ①頭部②顔面部(眼、歯を除く。)③頸(けい)部④胸部、腹部、背部、腰部または臀(でん)部⑤上肢⑥下肢
- ※2 挫傷とは、皮膚の連続性が途切れていない閉鎖性のキズをいい、皮膚に損傷がないか、あるいは表皮に とどまっているものをいいます。
- ※3 挫創とは、皮膚の連続性が途切れた開放性のキズをいい、縫合等の処置が必要なものをいいます。
- ●中毒症状の支払倍率は、部位にかかわらず5倍とします。
- ●入院または通院日数の合計が4日以内の場合は、部位・症状にかかわらず基本保険金額の1倍(の金額)をお支払いします。
- ●入院または通院日数の合計が5日以上の場合で、同一の事故により被ったケガの部位・症状が上表の複数の項目に該当 する場合は、基本保険金額に「それぞれの項目のうち最も高い支払倍率」を乗じた額をお支払いします。

<倍率の決定方法について> 同一の事故により被ったケガ が上表の2項目(35倍、 120倍) に該当するため、 そのうちの最も高い「120 倍」が適用されます。

お支払い例(入院・通院日数の合計が5日以上の場合)

自転車で走行中に転倒! 背中と腕を強打し脊髄を損傷、 腕を骨折した場合。

T セット(基本保険金額5,000円)の場合

<P5をご参照ください>

5,000円 (部位・症状別基本保険金額) × 120 (支払倍率)

**万**₽をお支払い

お支払い例(入院・通院日数の合計が5日以上の場合)

### 階段で転落!

足を骨折した場合。

T セットの場合

<P5をご参照ください>

足(足指を除きます。)の骨折や脱臼については、生

活サポートー時金を加えてお支払いします。

【生活サポートー時金について】 ※生活サポートー時金のお支払いは、保険期間を通じて

1回に限ります。

※骨粗鬆症(しょう)のような病的骨折、先天性脱臼、 病的脱臼などは、お支払いの対象となりません

5.000円 65 + 100,000円 (部位・症状別基本保険金額)(足(足指以外)の骨折(生活サポートー時金)

に対応する支払倍率)

万間をお支払い

## ご加入セット一覧表

## <保険金額/保険料表> 団体割引20%適用

保険期間: 2019年6月28日午後4時から 2020年6月28日午後4時まで1年間

基本セット

	スタンダードプラン セット名 R	デラックスプラン セット名 T
死亡保険金額	100万円	100万円
後遺障害保険金額	100万円	100万円
部位・症状別保険金(基本保険金額)	3,000円	5,000円
生活サポートー時金 (保険金額)	100,000円	100,000円
傷害医療費用保険金額	50,000円	100,000円
傷害長期入院保険金額	50,000円	100,000円
傷害長期入院時一時保険金額 (傷害長期入院日数60日)	50,000円	100,000円
月払保険料	2,110円	3, 240円



### オプション

賠償責任保険金額	セット名 U	1 億円
(海外危険補償)		月払保険料 80円

\*30万円 (免責金額3,000円) セット名 W 携行品損害保険金額 月払保険料 150円

- ●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ★今年度(2019年6月28日始期)契約から新規募集は停止し、 自動継続・変更・脱退のみの取扱いとさせていただいております。

<sup>\*</sup>損害額は1個、1組または1対のものについて最高10万円が限度となります。 詳細は P10「保険金のお支払額」の箇所をご確認ください。

## 加入申込票記入要領

### くご記入例>

生協太郎さんと奥さま(生協花子さん)が、スタンダードプランからデラックスプランに変更し、携行品損害オプションを削除する場合。

申込人:生協太郎

被保険者:生協太郎 →R セットを二重線訂正し T セットを記入、W セットの行を二重線で削除

生年月日 昭和16年7月31日 77才

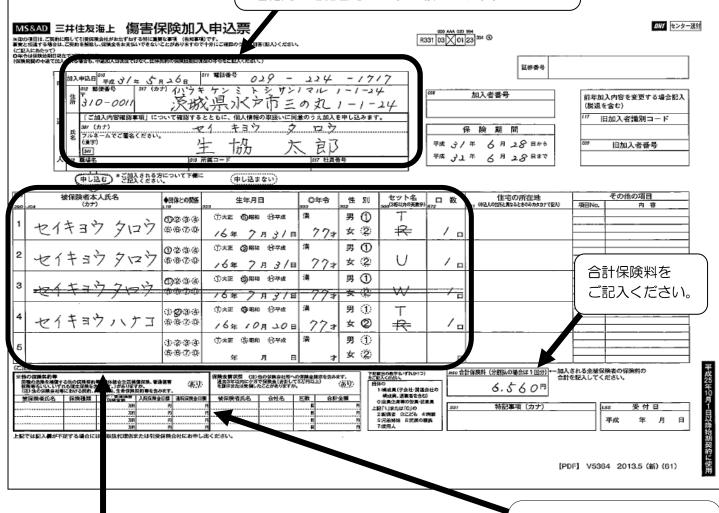
団体との関係:構成員(組合員)

生協花子 →R セットを二重線訂正し T セットを記入

生年月日 昭和16年10月20日 77才 団体との関係:構成員(組合員)の配偶者

### <申込人欄>

- 氏名欄にフルネームでご署名ください。
- 加入申込日は記入の日、職員番号(組合員番号)、 住所を記入。
- 連絡先の電話番号は必ずお願いします。



被保険者欄(補償の対象の方)はカタカナでお願いします。 生年月日、始期日(2019年6月28日)時点の年令を記入。 団体との関係に〇印(ご本人は 1 、配偶者であれば 2 ) セット名欄にご希望のセット・オプションを記入。

(※加入限度口数は1口のため、口数欄へは「1」と記入してください。)

告知欄です。

他の保険契約、保険金請求歴 があればご記入ください。

## ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご 希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させて いただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料•保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

### 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
  - \*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

- •加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- \*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
- 3.次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
  - ・この保険制度に新規加入される場合
  - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
  - 既にご加入されているがご継続されない場合

### この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および MS&AD インシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
  - 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保 険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

## にあたっての注意事項

- ●この保険は茨城県庁生活協同組合が保険契約者となる団体契約です。 被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約 者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、 保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- ●この保険(特定傷害保険)で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、茨城県庁生活協同組合の組合員およびその家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。 ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日
- を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または 保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継 続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の 治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、 医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に 行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制 度への登録を実施しております。
- )<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
  - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した 保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
  - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受 保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険 会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
  - 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに 発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ●賠償責任危険補償特約等がセットされる場合で、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる 特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複す 、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保 険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたう えで、ご加入ください。
- ▶ご加入の内容は、特定傷害保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認 ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。



## 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合 ※印を付した用語については、P11の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

白			(= 0.0 A = 1.1 L L +=	切出時のみ※印を付しています。)
	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ※	死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定	<死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別
	★死亡保険金	のため、事故の発生の日からそ	めなかった場合は被保険者の法定相続人)に	保険金、生活サポートー時金、傷害医療費用保
	支払特約	の日を含めて180日以内に	お支払いします。	<b>険金、傷害長期入院時一時保険金、傷害長期入</b>
		死亡された場合	(注)後遺障害保険金支払特約がセットされ	院保険金共通>
		75221070	ている場合で、既にお支払いした後遺障害	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取
			保険金があるときは、死亡保険金額から既	るべき方の故意または重大な過失によるケ
			にお支払いした金額を差し引いた残額と	お**
				73
			なります。	●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による
	後遺障害保険	保険期間中の事故によるケガ※	後遺障害*の程度に応じて、後遺障害保険金	ケガ
	金	のため、事故の発生の日からそ	額の100%~78%をお支払いします。	●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*また
	★後遺障害保	の日を含めて180日以内に、	(注1)政府労災保険に準じた等級区分ごと	は麻薬等を使用しての運転中のケガ
	険金支払特	後遺障害等級第1~14級の	に定められた保険金支払割合で、後遺障害	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
	約	うち第1~3級に掲げる保険	保険金をお支払いします。	●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
	☆後遺障害等	金支払割合(100%~78%)	(注2)被保険者が事故の発生の日からその	●外科的手術その他の医療処置によるケガ(た
	級第1~3	を適用すべき後遺障害*が生じ	日を含めて180日を超えてなお治療*を	だし、引受保険会社が保険金を支払うべきケ
	級限定補償	た場合	要する状態にある場合は、引受保険会社	ガの治療*によるものである場合には、保険
	特約セット		は、事故の発生の日からその日を含めて	金をお支払いします。)
	19かりにフリ		181日目における医師*の診断に基づき	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テ
			後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険	口行為によるケガは、条件付戦争危険等免責
			金をお支払いします。	に関する一部修正特約により、保険金の支払
			(注3)同一の部位に後遺障害を加重された	対象となります。)
			場合は、既にあった後遺障害に対する保険	●地震もしくは噴火またはこれらを原因とす
			金支払割合を控除し、控除後の保険金支払	る津波によるケガ
			割合が後遺障害等級第1~3級に掲げる	●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
			保険金支払割合以上の場合のみ保険金を	●P11の「補償対象外となる運動等」を行っ
			お支払いします。	ている間のケガ
			(注4) 既にお支払いした後遺障害保険金が	●P11の「補償対象外となる職業」に従事中
			ある場合は、後遺障害保険金額から既にお	のケガ
			支払いした金額を差し引いた残額が限度	●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケ
			となります。また、保険期間を通じてお支	<b>一</b> ガ
			払いする後遺障害保険金は、後遺障害保険	など
-				9. —
基	+011 + 15010	(CAAHOOD	金額が限度となります。	(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
本	部位•症状別保	保険期間中の事故によるケガ※	①治療日数*の合計が5日以上の場合	は、補償の対象にはなりません。
7+1	険金	のため、事故の発生の日からそ	[部位·症状別基本保険金額]×[支払倍率*(5	
補	<b>★</b> 部位·症状別	の日を含めて180日以内に	倍~120倍) <sup>(*)</sup> ]をお支払いします。	<後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害
	保険金支払	治療*を要した場合	(*)同一の事故により被ったケガ*の部	医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷
償	特約		位・症状が複数の項目に該当する場合は、	害長期入院時一時保険金には下記が追加され
			それぞれの項目のうち最も高い支払倍率	ます。>
			大阪田工士士	
			を週用しまり。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候
			を適用します。 ②治療日数の合計が1日以上5日未満の場	●原因かいかなるときでも、頸(げい)部症候 群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、
			②治療日数の合計が1日以上5日未満の場	
			②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*の
			②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、
	生活 サポート	(足)除卸息中の事故により、下時	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 合部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*の ないもの
	生活サポート	保険期間中の事故により、下肢	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*の ないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別</b>
	一時金	(足指を除きます。)に骨折※	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。  生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保</b>
	<b>一時金</b> ★生活サポー		②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下</b>
	<b>一時金</b> ★生活サポートー時金支	(足指を除きます。)に骨折※	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。  生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b>
	ー <b>時金</b> ★生活サポートー時金支 払特約	(足指を除きます。)に骨折* または脱臼*を被った場合	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保
	<b>一時金</b> ★生活サポートー時金支	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。  生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合
	ー <b>時金</b> ★生活サポートー時金支 払特約	(足指を除きます。)に骨折* または脱臼*を被った場合	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
	ー時金 ★生活サポートー時金支 払特約 <b>傷害医療費用</b>	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*に
	ー時金 ★生活サポートー時金支 払特約 傷害医療費用 保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が欠	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
	ー時金 ★生活サポートートートートートートートートートートートートートートートートートートート	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担され	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いしま	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*に
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*に
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア、公的医療保険制度*に規定する一部負担金	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となり	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故に	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 <b>〈傷害医療費用保険金には下記が追加されま</b>
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合 ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金 イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポート一時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。  (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。  (注2)次のいずれかに該当する給付等があ	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 <b>〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉</b>
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 お位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。  (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。  (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 <b>〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉</b>
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折※または脱臼※を被った場合 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合 ア.公的医療保険制度※に規定する一部負担金 イ.医師※の指示により特別の療養環境の病室に入院※する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 お位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポート一時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。  (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。  (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの <b>〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉</b> ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 <b>〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉</b> ●治療*を受けずに負担された費用
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 お位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。・公的医療保険制度**または労働者災害補償	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が欠のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ.入院、転院*または退院の	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 お心・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。 ・公的医療保険制度**または労働者災害補償制度**を定める法令の規定により被保険者	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されま
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ.入院、転院*または退院のための移送費および交通費	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 お心・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。 ・公的医療保険制度※または労働者災害補償制度※を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療*に関する給付	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉  ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ.入院、転院*または退院のための移送費および交通費エ.医師の指示により行った治	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 お心・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。 ・公的医療保険制度**または労働者災害補償制度**を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療**に関する給付・加害者等から支払われる損害賠償金 など	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉  ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ.入院、転院*または退院のための移送費および交通費エ.医師の指示により行った治療にかかわる費用、医師の指	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。 ・公的医療保険制度**または労働者災害補償制度**を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療**に関する給付・加害者等から支払われる損害賠償金など(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉  ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ.入院、転院*または退院のための移送費および交通費エ.医師の指示により行った治療にかかわる費用、医師の指示により購入した治療にか	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 お心・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。 ・公的医療保険制度**または労働者災害補償制度**を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療**に関する給付・加害者等から支払われる損害賠償金など(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉  ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合 ア. 公的医療保険制度*に規定する一部負担金 イ. 医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ. 入院、転院*または退院のための移送費および行っための移送費より行ったりで、またりでしたりである費用、医師の指示により購入した治療にかかわる薬剤、治療材料、医療	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 のは・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。・公的医療保険制度*または労働者災害補償制度*を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療*に関する給付・加害者等から支払われる損害賠償金など(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉  ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合ア.公的医療保険制度*に規定する一部負担金イ.医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する場合において負担する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ.入院、転院*または退院のための移送費および交通費エ.医師の指示により行った治療にかかわる費用、医師の指示により購入した治療にか	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 おします。 生活サポートー時金(保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用した費用した表別で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はそのの額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。・公的医療保険制度**または労働者災害補償制度**を定める法令の規定により働者災害補償制度**を定める法令の規定により働者災害補償制度**を定める法令の規定により働者災害補償制度**を定める法令の規定により働者災害補償をでいる。対して行われる治療*に関する給付・加害者等から支払われる損害賠償金など(注3)補償内容が同様の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉  ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病
	ー時金 ★生活サポ金 上、大時約 傷害医療費用 保険金 ★傷害医療費 用保険金	(足指を除きます。)に骨折*または脱臼*を被った場合 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、被保険者が次のいずれかの費用を負担された場合 ア. 公的医療保険制度*に規定する一部負担金 イ. 医師*の指示により特別の療養環境の病室に入院*する一般室との差額(いわゆる「差額ベッド代」)ウ. 入院、転院*または退院のための移送費および行っための移送費より行ったりで、またりでしたりである費用、医師の指示により購入した治療にかかわる薬剤、治療材料、医療	②治療日数の合計が1日以上5日未満の場合 のは・症状別基本保険金額(1倍)をお支払いします。 生活サポートー時金(保険金額)の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。  事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が実際に負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。 (注2)次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担された費用から差し引きます。・公的医療保険制度*または労働者災害補償制度*を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療*に関する給付・加害者等から支払われる損害賠償金など(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補	群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの  〈死亡保険金、後遺障害保険金、部位・症状別保険金、傷害医療費用保険金、傷害長期入院保険金および傷害長期入院時一時保険金には下記が追加されます。〉  ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)  ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎  〈傷害医療費用保険金には下記が追加されます。〉  ●治療*を受けずに負担された費用  〈生活サポートー時金には下記が追加されます。〉  ●骨粗鬆症のような病的骨折、先天性脱臼、病

任	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本	傷害長期入院 時一時保険金 ★傷害長期入 院時一時保険 金支払特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合で、その状態が60日以上となったとき。	1回の事故に基づく入院*の日数(*)が、事故の発生の日からその日を含めて60日となった場合に、傷害長期入院時一時保険金額の全額をお支払いします。 (*)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。	(前ページ 基本補償の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。)
補償	傷害長期入院 保険金 ★傷害長期入 院保険金支 払特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合で、 その状態が90日以上となったとき。	1回の事故に基づく入院*の日数(*)が、事故の発生の日からその日を含めて90日の倍数となるごとに、傷害長期入院保険金額の全額をお支払いします。 (*)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。	
オプション	賠金★時補の場合を受ける。  「は、一般のでは、「は、一般のでは、「は、一般のでは、「は、一般のでは、「は、」を表する。  「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	保険期間やの欠の傷法にはない。 保険り、他人の生命を害した。 の人の生命物を連貫である。 できして、法律上の損害を受ける。 できれたには、 の所するには、 できれるには、 できれるには、 できれるには、 できれるには、 できれるは、 できれるのでは、 では、 のがある場合では、 のがある場合では、 のがある場合では、 のがある。 では、 のがある場合では、 のがある。 では、 のがある。 では、 のがいますのののは、 のがいますが、 のがいますが、 のがいますが、 のがいますが、 のがいますが、 のがいますが、 のがいますが、 のがいますが、 のがいますが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、おらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、海のがより、海に関する法律との損害賠償責任の額が、正に関する法律との損害・とが協力を拒んだ場合、、正に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交を行うことができませんのでご注意なに関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示意なださい。 (注4)補償内容が同様の保険契約を含みます。)が他にある場所による保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場所を含みます。)が他にある場所を認いただいたうえでご加入ください。	<ul> <li>●保険契約者または被保険者の故意による損害・一被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任)</li> <li>●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●他人から借りたり、預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償 ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱**、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害など</li> </ul>
補 償	携行品損害保 険金 ★携行品損害 補償特約	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*)に損害が生じた場合(*)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、P11の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)から免責金額*(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。(注3)修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。(次ページに続く)	<ul> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき方の的故意または重大な過失による損害</li> <li>●被保険者と生計を共にする親族*の故意による損害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>●携行品の平常の使用または管理においれ路等による損害</li> <li>●携行品の平常の使用または管理においれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気の事故・機械的事故(故障等)によりによる損害を除きます。</li> <li>●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。</li> <li>●携行品の置き忘れ、紛失による損害(次ページに続く)</li> </ul>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保 険金 ★携行品損害 補償特約		(前ページからの続き) (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●下記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害

### 補償対象外となる運動等

山岳登はん<sup>(\*1)</sup>、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機<sup>(\*2)</sup> 操縦<sup>(\*3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(\*4)</sup> 搭乗、 ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

- (\*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
- (\*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (\*3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (\*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。) を除 きます

### 補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カナ

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

### 補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車等\*・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属 品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケ ットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コ ンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券(小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカー ドを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変 乱\*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個 人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

#### <※印の用語のご説明>

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像 検査等により認められる異常所見をいいます。
- ●「医師」とは、被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師をいいます。
- ●「ギプス等」とは、ギプス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上 ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、 軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、二 してス等は含まれません。)をいいます。

  ●「競技等」とは、競技、競争、興行(\*)または試運転をいいます。また、
- 競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (\*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害を いいます
- 「急激」とは、 「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間 隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予 知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、 「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用による
- と、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸 入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(\*)を含み、次の いずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- (\*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 ●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は
- 含まれません。) をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 以下同様とします。) または脊柱
- ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨お よびそれらより指先側は含まれません)。ただし、長管骨を含めギブス等\*の固定具を装着した場合に限ります
- ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギ プス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態であって、 被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の 重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる 医学的他覚所見※のないものを除きます。
- ●「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員 共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保 険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療 保険制度をいいます。
- ●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること をいいます。
- ●「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態 をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

- 「時価額」とは、再調達価額<sup>(\*)</sup>から使用による消耗、経過年数等に応じ た減価額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守 管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する 額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十 分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の 90%に相当する額を限度とします。) を差し引いた額をいいます。 ただ し、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、 彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるそ の保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
- (\*)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と 同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額 をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- ●「支払倍率」とは、ケガ※を被った部位およびその症状に対して定められ た保険金支払倍率をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第 1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- ●「乗用具」とは自動車等\*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、 ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」 とは 6 親等内の血族、配偶者\*および 3 親等内の姻族をいいます
- ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変をいいます。
- ●「脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位し た状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除 きます。
- 「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ●「治療日数」とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の、入院\*または通院の日数をいいます。「通院」とは、病院もしくは診療所 に通い、または往診により、治療※を受けることをいい、治療を伴わない、 薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、病 院または診療所に通わない場合においても、骨折、脱臼、靱(じん)帯損 傷等のケガを被った所定の部位\*を固定するために医師\*の指示によりギプス等\*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなし ます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- ●「転院」とは、入院\*している患者が治療\*・検査を受けるために、医師\*
- の指示によって他の病院に移ることをいいます。
  ●「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に事命することをいいます。
- ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- ●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 ●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金 額で、自己負担となる金額をいいます。
- ●「労働者災害補償制度」とは労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償 法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法および公立学 校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のい ずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災 害を補償する他の災害補償制度をいいます。

## 事故が起こったときのお手続について

### ●〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳 しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実 を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお 支払いすることがあります。



事故にあわれたときは、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

引受保険会社(三井住友海上)へのご連絡は 24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受 保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場 合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

#### <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得 られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保 険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合 ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

### ●<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会 社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書
- ・ 事故原因・ 損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・ 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

### ●<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(\*1)</sup> をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために 必要な事項の確認 (\*2) を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

- (\*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求され る場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (\*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受 保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助 法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保 険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を 受け取るべき方に通知します。

### ●<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保 険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>等(以下「代理請 求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社 までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。 (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」

- - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
  - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
- (\*) 法律上の配偶者に限ります。
- ●死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ●死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

### 重要事項のご説明

### 契約概要のご説明(団体晴れやか世代く特定傷害保険>)

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通閑倹が款・特が等によって定まります。ご不明な点については、取 扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

「病気」は保険金のお支払いの対象とはなりません。

なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとお りです。

	渚として ただける方	始期日(深)期間の初日)における年令が満70才以上であり、かつ満期日(深)実期間の末日)における年令が満90才以下の方に限ります。
	賠償責任危険 補償特約以外	加入申込票の被保険者欄に記載の方 (以下、「本人」といいます。)
被保険者の筆囲	賠償責任危険補償特約	(a)本人 (b)本人の配偶者 (c)同居の親族(本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の風族) (d)別居の未婚の子(本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方か賃任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の風族に限ります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

#### (2) 補償内容

保険金をわ支払いする場合は $P9\sim11$ のとおりです。詳細は普通保験は款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 P9~11をご参照ください。

### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P9~11をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を 支払わない場合」の項目に記載されております。

### (3) セットできる主な特約およびその概要

P9~11をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

### (4) 保険期間

この深険の深美期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の深美期間欄にてご確認ください。

### (5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。 お客さまか実際にご加入いただく保険金額につきましては、 P5の保険金額欄および加入申込票、 普通保険が款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、おらできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額等によって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく 保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

表紙をご参照ください。分割仏の場合には、仏込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、ご契約の保)規則 のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始 期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況に より追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」 の「7、解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 注意喚起情報のご説明(団体晴れやか世代く特定傷害保険>)

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に 必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明 な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行って おります。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は茨城県庁生活協同組合が保険契約者となる団体契約であるこ とからクーリングオフの対象となりません。

### 告知義務等

ご加入時における注意事項(告知義務ー加入申込票の記入上の注意 事頃)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権が あります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に 告知いただいたものとなります)。加入申込票に記載された内容のうち、 ※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な 過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場 合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますの で、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。 ●他の保険契約等 (\*) に関する情報

- (\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、 普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他 の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みま す。

#### (2) その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等 (\*) で、過去3年以内に合計し て5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入 申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ずご記入ください。
- (\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補 償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。 また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

1	未映立文以入	(L ) ( L
保険金受取人	死亡保険金	<ul> <li>死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。</li> <li>(注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。</li> </ul>
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いた だく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご 案内ができないことになります。
- ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当する ときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めること ができます。この場合、保険契約者はこの保険契約 (\*) を解約しなけれ ばなりません。
  - ①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合 ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当 する行為があった場合
    - 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じ
    - させ、または生じさせようとしたこと。 ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他 の反社会的勢力に該当する場合
  - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大と なり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。 ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)
  - の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契 約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があ った場合
    - また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることが できます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要 となります。
  - (\*)保険契約
  - その被保険者に係る部分に限ります。

### ■特約の補償重複について

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷 害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険 契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約 からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払 われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、 加入の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

- (注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、 家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補 償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがあります。 ご注意ください。
- <補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約
	の例
団体晴れやか世代(特定傷害保険)	自動車保険

### 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により 払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合 には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P9~11をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は 普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されて おりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない ことがあります

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じ させ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大と なり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるこ
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契 約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法 により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いで きないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことが あります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が生じ、保険金を支払 うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となり ます。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡によ る失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

### 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。 未経過期間

・脱退(解約)解約日から満期日までの 期間に応じて、解約返れい金を 返還させていただきます。 ただし、解約返れい金は原則と して未経過期間分よりも少なく



なります ・ 始期日から脱退 (解約) 日までの期間に応じて払込みいただくべき保険 料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

### 保険会社破綻時等の取扱い

P8をご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱いについて

P7をご参照ください。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社ひばり(県庁生協の出資法人) TEL 029-231-1277

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

電話受付時間:平 日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

## 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料) 事故はいち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 (北・ダイヤル (有料)〕 受付時間: 平日 9:15~17:00
 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページを ご覧ください。
 (http://www.sonpo.or.jp/)

MEMO

MEMO

MEMO

<お問い合わせ>茨城県庁生活協同組合・事務室 電話029-301-6150・6154 茨城県水戸市笠原町978-6

**<取扱代理店>**株式会社ひばり(県庁生協の出資法人) 電話029-231-1277